

都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務
費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止
策についての報告書（要旨）

平成22年12月

会計検査院

1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が平成18年から19年にかけて明らかとなり、当時、公金を扱う地方公共団体の会計経理に関して社会的な関心が高まっていた。

会計検査院は、これらの府県を対象に不適正経理と国庫補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。）との関連等について検査したところ、一部の府県において、不適正な経理処理等により支払った需用費、賃金、旅費等の中に、主として、公共事業の補助金等に係る事務費が含まれているものなどがあったことから、その検査状況を平成18年度決算検査報告に掲記した。

そして、会計検査院は、19年次に行った検査の結果等を踏まえて、都道府県（全47都道府県）及び政令指定都市（全18政令指定都市（21年度末現在））（以下、これらを合わせて「都道府県市」という。）を対象として、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について、20年次から22年次までの3か年にわたり会計実地検査を行った。検査の結果、すべての都道府県市において、不適正な経理処理により需用費が支払われた事態又は補助の対象とならない用途に需用費、賃金若しくは旅費が支払われた事態が見受けられたことから、これらの事態の発生原因、会計事務手続、再発防止策の状況等について検査した。

2 検査の状況

(1) 65都道府県市に対する検査結果

65都道府県市において、13年度から20年度までの間に、国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等が、計52億8898万余円（国庫補助金相当額25億9520万余円）見受けられた。

検査年次	需用費	賃金	旅費	合計
	不適正な経理処理及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
20	388,172(173,837) ^{千円}	253,140(122,862) ^{千円}	495,822(259,305) ^{千円}	1,137,134(556,006) ^{千円}
21	1,610,344(781,408)	650,869(337,666)	666,228(353,949)	2,927,442(1,473,025)
22	587,988(234,671)	375,084(193,391)	261,334(138,111)	1,224,407(566,174)
合計	2,586,505(1,189,918)	1,279,094(653,920)	1,423,385(751,366)	5,288,985(2,595,206)

ア 需用費の支払

a 不適正な経理処理						b 補助の対象外 (24区市)	計
①預け金 (28府県市)	②一括払 (31都道県市)	③差替え (53都道府県市)	④翌年度納入 (63都道府県市)	⑤前年度納入 (60都道府県市)	①～⑤計		
千円 958,309 (457,978)	千円 420,479 (185,554)	千円 303,084 (131,576)	千円 747,246 (340,314)	千円 83,088 (37,344)	千円 2,512,208 (1,152,768)	千円 74,297 (37,150)	千円 2,586,505 (1,189,918)

発生原因としては、私的流用ではなく、事務手続の省力化等になるのであれば多少の手続のかしは許されるとするなど公金取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、交付を受けた補助金等は返還が生じないようにすべてを使い切らなければならないという意識が会計法令を遵守しなければならないという意識より優先していたことなどが挙げられる。また、契約事務と検収事務を同一の担当者が行っていたために、検収事務が形が化して、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして経理処理することが安易にできたなど会計事務手続に問題があり、内部統制が機能していなかったことが挙げられる。

不適正な経理処理の態様のうち、預け金、一括払及び差替えは、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成するなどして行われた経理処理であり、当該物品の購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなどの所定の会計事務手続を行うことなく需用費を支払っていたものである。そして、これらの態様の不適正な経理処理を成立させるためには、虚偽の内容の見積書や請求書を提出させるなど業者側の協力が不可欠であり、また、実際には納入されていない物品が納入されたとして検収したように装う必要がある。このため、調達要求課が業者に直接発注できること、また、契約事務と検収事務を行う部署が同一であることなどが必要となる。

そこで、会計実地検査を行った65都道府県市のうち、預け金、一括払及び差替えによる不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の金額の合計が1000万円以上となっていた17区市（これらの17区市における預け金、一括払及び差替えの3態様の合計額は、65都道府県市における当該3態様の合計額の約94%を占めている。）において不適正な経理処理を行っていた452か所のうちの80か所について会計事務手続の状況を検証した。

その結果、上記80か所のうち、集中調達機関が契約事務を行い調達要求課が検収事

務を行うなど職務の分担による相互けん制が機能しやすい会計事務手続によるものは皆無となっていた。

そして、80か所の大半の54か所においては、調達要求課が発注から検収までの一連の会計事務手続を行っていて職務の分担による相互けん制が機能しにくい会計事務手続により物品購入を行っていた。また、残りの26か所においても、契約及び検収事務を調達要求課ではない取りまとめ課が行うこととする会計事務手続により物品購入等を行っていたが、実際は調達要求課が業者に対する見積書の提出依頼、検収等を行うなどして、実質的には上記の54か所で行われていた会計事務手続に近いものとなっていた。

イ 賃金の支払

発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える賃金の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと、臨時職員が配属された課室の所掌する業務内容の把握が十分でなかったことなどが挙げられる。

ウ 旅費の支払

発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える旅費の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと、出張の用務内容の把握が十分でなかったことなどが挙げられる。

(2) 20、21両年次に会計実地検査を行った40道府県市の補助金等の返還状況

20、21両年次に会計実地検査を行って、国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等について不当事項として掲記した40道府県市の22年7月末現在における補助金等の返還状況は、国に返還済みが31道府県市、返還に向けて一部協議中が7県市、協議中が2県となっている。

(3) 65都道府県市における内部調査の状況

平成19年度決算検査報告等を踏まえて、20年5月から22年5月末までに事務費等に係る内部調査を終えた53都道府県市（22年10月までに内部調査を終えその結果を公表した3県市を含む。）によれば、不適正な経理処理等により支払われた金額は計111億1328万余円、うち国庫補助金相当額は算定中の県を除いて計12億5504万余円となっている。

(4) 再発防止策の状況等

20年次に会計実地検査を行った12道府県（北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県）は21年3月までに再発防止策を策定してお

り、その後既に1年以上を経過していることから、その再発防止策が有効に機能しているかを検証したところ、次のような状況となっていた。

ア 監査機能の強化等

12道府県のうちの8県等は再発防止策に内部監査や監査委員監査の強化等を掲げているが、4県等の再発防止策には会計監査の強化等は含まれていなかった。

イ 職員の意識改革

12道府県すべてにおいて、職員への研修を実施したり、公務員倫理の徹底、会計事務処理の適正化等について関係部署に文書を発出したりなどして、職員の意識改革を図るための取組を実施していた。しかし、研修の実施状況を見ると、管理職や経理担当職員のみ研修等を実施している県等があった。

ウ 物品調達体制の見直し

12道府県すべてにおいて、契約事務と検収事務を別の部署で行わせたり、集中調達機関を新たに設置したりなどして相互けん制が機能しやすい物品調達体制の整備に取り組んでいたが、出先機関における集中調達物品以外の物品の購入については、依然として調達要求課が業者に直接発注して自ら検収を行っているなどしており、契約事務と検収事務が完全に分離されていない県等があった。

(5) 再発防止策としての監査機能の状況

不適正な経理処理等の事態は、会計機関における物品の購入手続について内部統制が機能していなかったことなどが主な発生原因である。国会においても地方公共団体における監査機能等の問題について議論がなされたことも踏まえて、65都道府県市における15年度から20年度までの内部監査、監査委員監査及び外部監査の監査体制等について検証した。

ア 内部監査

- ・ 65都道府県市のうち51都道府県市が会計事務について監査や検査を内容とした内部監査を行っていたが、14県市は内部監査を行う部局が設置されていなかった。
- ・ 11県市では知事等直属の監察局等に内部監査担当部局が設置され、いずれも専任の職員を配置していた。しかし、40都道府県市では会計事務を取り扱う出納局等に内部監査担当部局が設置されており、このうち11府県では兼任の職員のみを配置していた。
- ・ 内部監査実施要領等を定めていたのは44都道府県市で、7県市は定めていなかった。

- ・6府県において不適正な経理処理に関する内部監査を実施していた。

イ 監査委員監査

- ・65都道府県市における監査委員の定数は、6都府県市は条例により定数を増やして5人以上、59道府県市は地方自治法のとおり4人となっていた。
- ・監査委員事務局の人員数は10人から19人、職員の在籍年数は3年以上4年未満が最も多かった。
- ・12都道府県市の監査委員が不適正な経理処理に関して監査を実施していた。

ウ 外部監査

- ・65都道府県市が契約を締結した包括外部監査人は、公認会計士が64都道府県市、弁護士が16道府県市、税理士が4県市となっていた。
- ・包括外部監査人の補助者の資格は公認会計士が最も多かった。
- ・20年度に1県の包括外部監査人が、不適正な経理処理に関して報告書を知事に提出していた。

3 所見

65都道府県市において、今回の国庫補助事務費等の不適正な経理処理等の再発を防止するため、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底、契約及び検収事務の厳格化、予算の計画的な執行の励行、会計事務手続における職務の分担による相互けん制機能の強化等を推進するとともにその執行状況を適切に把握することが重要である。

会計監査については、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法を採り入れた監査の実施を検討することが望まれる。また、内部監査、監査委員監査、外部監査が連携を図り、会計機関における内部統制が十分機能しているかについて継続的に監視評価を行うとともに、不適正な経理処理に係る再発防止策が有効に機能しているかなどについても検証を行うなどし、もって会計監査の強化・充実を図ることが望まれる。